

選挙大干渉の政治史的考察（４）

春 田 国 男

A Consideration on “Senkyo-Daikansho”
in the Context of Japanese Political History（４）

Kunio HARUTA

一

2月15日のゴールまでには、そう長い時間は残されていない。政府派にしても民党派にしても、いよいよこれからが正念場であった。正攻法で向かうにせよ、どんな奇策をもちいるにせよ、いずれの陣営ともそろそろ血眼になる季節が到来していた。

ところでその戦場に赴くまえに、いったい明治の国会議員候補者たちには、どのような選挙運動が許されたかを眺めてみたい。それを知るには、いかなる行為がこのころ選挙違反とされたか、当時の議員選挙法を引っ張り出すのが、もっとも手っとり早い。それによると、罰則とされたのは、つぎのような条文である。

(90条) 投票を得又は他人に投票を得せしめ若くは他人の為に投票を為すことを抑止するの目的を以て、直接又は間接に金銭物品手形若くは公私の職務を選挙人に授与し又は授与することを約束したる者は、五円以上五十円以下の罰金に処す。其の授与又は約束を受けたる者亦同じ。

(92条) 投票を得又は他人に投票を得せしめ若くは他人の為に投票を為すことを抑止するの目的を以て、選挙人に暴行を加えたる者は（後略）。

(94条) 選挙人を強迫し又は投票所若くは選挙会場を騒擾し、又は投票函を抑留毀壞若くは却奪するの目的を以て多衆を嘯聚したる者は（後略）。

現在の公選法にくらべると、なんともあつげらんかんとしたものである。法定選挙費用の制限もなければ、戸別訪問の禁止もない。選挙民を飲ませ食わせする行為の禁止も、投票日だけであり、しかもその場所は投票日の近傍だけにきざられた。裏を返すと、運動期間中にどこか料理屋にくりこんで有権者を接待するのは、大っぴらに認められた。

さてこうなると、候補者の選挙運動のスタイルは、当然しぼられてくる。これはと思う有権者からまだ旗色があきらかでない有権者まで、人々を一堂に集めて接待をするのが、まずなにより最初の運動であった。

まして全体の有権者数は国民のおよそ1%であり、数も少なければ、どこのだれがそうであるかも、すべてわかっていた。そうした宴席の数が、勝敗を分ける。そのような選挙区もこの当時はけっこう多かったにちがいない。つぎの「読売」の報道は、その作戦が巧みなことで評判をとった、高梨哲四郎について伝えるものである。

○競争は唯四票 府下第六区は浅草区梅川忠兵衛氏と高梨哲四郎氏との競争地なるが、高梨氏は既に吉原全体を固めて居りて、此

の上四票を得ば当選の見込ありと称し、梅川氏は吉原の外は一票たりとも敵に渡さぬとの意気込にて競争中なりと云へり。

(明25. 1. 12「読売」新聞)

選挙が公示された翌日に、すでに4票の行方だけが問題という予想が出るほど、この選挙区はもはや終盤にかかっていた。それというのも、候補者個人の人気とは別に、酒食作戦がおおいに効果を発揮したせいであろう。なお念のためいうと、当時の投票は記名式であり、宴席に出て御馳走だけは食べるが、しかし実際の投票は他の候補にという〈食い逃げ〉は、明治の時代にはおよそ不可能であった。

とはいえ、もちろんこれだけの選挙運動ではない。国会議員となるだけの候補者の力量を、できるだけ選挙民にアピールするやり方は、当時からいと変わらなかつた。とりわけ民党候補者にとっては、政談演説会を数多く開いて、その場で選挙民に売り込む手段が要求された。もちろんそうした集まりには、すべて投票資格のある人間だけがやってくるわけではない。むしろ多くの聴衆は、実際の選挙から除かれた人々である。しかし演説会が盛り上がることで、反政府の気運がまた昂まり、民党有利の状況が作りだせるはずであった。

つぎの行動記録は、ある代議士の第1回選挙の時のものだが、このころの運動風景を生々しく浮かび上がらせている。

○十七日 午前発。山田に赴く。午後政治大演説会を同町に開く。会する者千余名。盛会なり。予「我党の本志」と題する論題を以て演説す。登壇大凡三時間に渉る。夜福尾 客館に宿す。○十八日 午時山田発。歩いて佐古村に至る。安田金蔵方にて演説す。聴衆数百名、夜此に宿す。○十九日 午後発。歩いて立川に至り休憩。小村田村に至り、吉本芳五郎方にて演説す。聴衆数百名。夜立川増屋に宿す。○二十日 曇又雨。車を以て、野市に至り演説す。夜浜吉屋に宿す。……○二十四日 午時発。歩いて安芸に至る。瑤海屋に投宿す。愛宕座に

て演説す聴衆二千余名。大盛会。夜瑤海屋にて懇親会。安芸警察署長山崎通義、予を晩翠楼に招飲す。……

(『植木枝盛日記』)

自由党の花形候補、植木枝盛でさえ、このようにほとんど連日にわたり、しかも晴雨に関係なく、高知の山村を駆けまわった。日記中には、しきりに「歩いて」とあるのは、そうした移動には、まず自分の足だけが頼りだったことを示している。このハードな演説行の感想を、枝盛は別に書きのこしてはいない。

ところで当時の選挙運動の苦労を物語る資料に、つぎのような掛け軸の図がある。絵の主人公は、この第2回選挙に長野から立候補した立川雲平であり、かれは後の第3議会で島田三郎、犬養毅らとともに、政府の選挙干渉糾弾の先頭に立った人物である。時まさに厳冬の季節であり、雪深い信州の山野を膝まで雪に埋もれながら、立川雲平は一人ひとり有権者の説得にまわった。このかいあって、かれは284票を獲得し、みごと当選した。しかしそれでも、次点者との差はわずか22票であったから、この雪中の行軍は、雲平を国会議事堂に送りこむのに大きな役割を果たしたといえよう。



政談演説会に話をもどす。

政府派の盛り上がりか料理屋の座敷であれば、民党派が勝利を確信する場所は演説会場である。しかし一方が密かにおこなわれるのに較べ、後者はオープンであり、なにかとハブニングも起こりやすい。そこでそうした演説会の場が、このころ、にわか戦場となった。

すでに公示前の1月5日、板垣たちは埼玉に出向き、数千の聴衆を集めて自由党演説会は大成功に終わった。ところがそれから半月がたち、2度目の遊説となった福島では、事情は一変する。

1月21日、幕開けの安積郡の会場は聴衆千余名。板垣が演壇にたったものの、すぐに「弁士、中止!」。翌22日、須賀町の芝居小屋は早い時間から超満員。しかし最初の弁士が現れると同時に、四方から「ノー、ノー」という妨害の声がいつせいにあがり、民党派もそれに対抗して怒鳴り声をあげたために場内騒然。ただちに臨監の警部は、演説会の解散を命令した。23日、石川郡の会場は長泉寺というお寺。外にまで聴衆があふれるほどの盛況。だが板垣の演説途中、突然、話が政談におよんだという理由で、弁士中止と会の解散命令がでる。その日の午後、東白川郡でも、場内が混乱したとして解散が命令される。あけて24日、白河町での演説会は無事終わる。しかし懇談会にうつるや、怒鳴り声、叫び声で板垣が立ち往生するほどの大騒ぎとなった。

当時の新聞から拾いだした、板垣らの福島遊説のありさまは、ざっとこのようなものである。まともに演説ができたのは、4日間のうちでわずか1日であった。あとはすべて、弁士中止であり、会場混乱のための解散である。

ではこの時、板垣たちの演説が、それほど口を閉ざさせる必要があるほど危険きわまりないものであったかどうかについては、東京の新聞には1行も報道されていない。しかしこのあと2月に入って、かれが大阪で演説をし、やはりそのとき「弁士、中止!」となったいきさつは、つぎのとおりであった。

板垣はおおかたこのように述べる。「今回の選挙では、投票売買のうわさが飛びかっている。

しかしそうしたことは、金銭のために自らの意思を売ることであり、ひいては国を売る精神である!」。

その一瞬、臨監警部はひと声高く、「弁士板垣退場!」と叫び、「ただいまの演説は、社会の安寧秩序の妨害あり!よって演説の中止を命ずる」と、大声をあげたという。ところがこの一件はまだ後があつて、議員選挙法はちゃんと金銭で投票を売買する行為を禁じておりそれをしゃべったのがなぜ治安妨害になるのかと、満場の声援をバックに板垣は警部に迫った。だが、ただ「妨害、妨害!」とおうむ返しにくりかえすだけの取締りの警部のまえに、ついに引き下がった。

福島のケースも、この大阪とほとんど同じであったと推測できる。

実はこういった例は、なにも明治25年だけとはかぎらない。明治・大正という日本の近代は、まるでバックグラウンド・ミュージックのように、「弁士、中止!」「集会解散!」の怒声が響きつづけた。

では当時、このような命令の、法律上の根拠はどこにあつたかといえば、明治23年、第1回総選挙の約1ヶ月後に公布された、集会及政社法の中の、つぎのような条文にあつた。

(11条) 凡そ集会に於て罪犯を曲庇し又は刑律に触れたる者若は刑事裁判中の者を救護し又は賞恤し又は犯罪を教唆するの談論をなすことを得ず。

(13条) 警察官は左の場合に於て集会の解散を命ずることを得

一 集会の成立此の條例に背きたるとき

二 第十一条を犯したるとき又は安寧秩序に妨害ありと認むるとき

此の場合に於ては全会を解散せしめて単に其の一人の講談論議を停止することを得

三 警察官の臨監を拒み又は其の求むる所の席を供せず又は其の尋問に答へざるとき

四 会衆騒擾に涉り警察官之を制止するも鎮静せざるとき

五 第四条第十条の違反者多数にして警察官より退場を命するも其の命に従はざるとき

またこれとならんで、刑法が演説会取締りに適用され、その141条には、官吏の職務を公然の演説で侮辱した時は1年以下の禁固、と重罰が定められた。

しかし法律の言葉としては、このような、安寧秩序の妨害や官吏職務の侮辱は、なんともあまいである。その上、ほとんど言葉だけを問題にしようというのであるから、どのようにでも広げて解釈ができる。したがって実際には、立ちあつた警察官やその時々の裁判官たちの、非常に気まぐれな判断にまかされ、多くは強引にそうだときめつけられた。極端なケースでは、自由党幹部星亨の、新潟での例がある。かれは官吏侮辱罪で逮捕されたが、それは演説で国政全体を批判したのが内閣総理大臣を侮辱したものであり、政府の商業政策を批判したのが農商務大臣を侮辱したと判断されたことによつた。

明治25年の選挙でこれと似た出来事には、長野から立つた中村弥六の告発騒ぎがある。1月29日、弥六は諏訪郡の演説会で、「いまの内閣は腐敗しており、大臣は皆、ポーフラ虫だ！」と叫んだ。当時の取締りぶりからいうと、このセリフは、当然〈安寧秩序の妨害〉であり、〈官吏職務の侮辱〉である。もともとこの弥六は、改進黨の猛者として通つた人物であり、第2議会では樺山海軍相を相手に「大臣は二枚舌だ！」と迫つて政府をカンカンにさせ、解散の大きなきっかけをつくつたほどであつた。したがつてこうした刺激的なセリフは、むしろかれの得意とするところだつたといえよう。

だが、それがすぐその場で問題になり、弁士中止や逮捕騒動になっていたなら、なにもそう珍しい出来事ではない。しかしどういふわけか、臨監の警部は、そのときなんの叫び声もあげず、弥六は堂々としゃべり終わつて、演説会はぶじ閉幕となつた。ところがそれから半月後、しかも翌日はいよいよ投票日というその前日、突然

かれの事務所に警官が訪れ、さきの演説を理由に、弥六が官吏侮辱罪で告発されたと告げた。

もしもこのとき、かれがそのまま警察署に拘引されたとすれば、落選はまちがひなかつたにちがひない。それというのは、当時の選挙法は、刑事の訴えを受けて拘留された者は裁判確定まで被選人たることを得ず、と17条で定めていたからである。事実相手方の陣営では、それとほぼ同時に、あらかじめ押さえておいたその地方すべての人力車を四方に走らせ、弥六逮捕とかれが候補者資格を失つたというニュースを、いっせいに有権者宅にバラまいた。

しかしこれまたユーモラスな後日談があり、弥六陣営ではそれがデマだとすぐに運動員総出で告げてまわつたが、当日の大雪では、敵方の人力車より、かれらの徒歩のほうが、ずっと速かつたという。告発だけで拘留をまぬがれたのは、おそらく手続きが間に合わなかつたせいにはちがひない。その後、この官吏侮辱罪の一件がどうなつたかは、記録が見当らない。しかし、直後の選挙では、弥六はぶじ再選を果たした。

二

中村弥六のような、すべて猛進型の民党派であれば、政府もさほどこのときの選挙には苦勞がなかつたかもしれない。たとえ演説会を開かれても、弁士がしゃべり始めるのを、手ぐすねひいて待つだけでよい。あとは片言を捕らえて、弁士中止か解散を指示すればよかつた。

だがもちろん、そううまくばかりはいかない。民党候補者も用心して、そう容易には警察官の出番をつくらせず、そのうち演説会は熱狂のままに終わり、民党の氣勢はいつそう上がるというケースも少なくなかつた。

そこでまた、新手の戦術が登場した。さきの集会及政社法の、13条ノ4の活用である。そこには、演説会場が混乱して警察官の制止でも収まりがつかなくなつた場合は、集会そのものを解散できると書いてあるではないか。制止と解散の命令は、混乱の結果であつたと、いつでも火つぴらにいいわけができる。となれば、原

因となる〈混乱〉だけが存在すればよい。

このように知恵をめぐらせると、ひとつのシナリオができあがった。すなわちあらかじめ扇動者を演説会場に送りこみ、臨監の警部の合図を待たせる。合図と同時にいっせいに扇動者たちが騒ぎたて、すかさず会場の混乱を理由に、警部が解散を命令する。なるほどこの方法なら、弁士の過激な発言を待つ必要もない。いつでもねらいどおりに、民党の演説会を確実につぶすことができよう。

つぎの1月19日付けの「国民」記事は、この手の策謀の進行を、どうやら民党派も悟りははじめた時期のものである。

○各地選挙怪聞 石川県に於て（中略）近來演説会の催しあるや、一隊の若者忽然として場中より踊り出て、多少の乱暴を為すが如き擬勢をなす。警官之を退場せしめんとすれば聴衆勢ひ喧ごう、茲に於て臨監の警官は珍事の出を慮かり、遂に全会の解散を命ず。会主の迷惑一方ならずと雖も、亦如何ともするなし。世間此の壮士輩を称して解散の囃といふ。之を駆逐せんとすれども法なし。是亦、言論社会一種のパチルス。

（明25. 1. 19「国民」新聞）

だが、まだこの記事にもどこことなく余裕がある。これから先、このような〈パチルス〉が全国にまんえんする現象だとの、強い懸念も別にうかがえない。しかしこれが、たんなる地方の怪聞にとどまらず、東京で起こり、しかもそのお雇い壮士たちがつぎのような告白書を残したことを知れば、「国民」記者の書きぶりもきつとちがったであろう。

大森村山本に於て民党演説会妨害顛末

明治二十五年※月※日 原郡大森村に於て民党演説会を開くを聞き、之れを破壊すへき旨を品川警察署在勤警部西川利道の依頼を受け、其運動費は、前日金二円は前中観那受取り、猶当日正午十二時三十分頃品川警察署人民控所前に於て西沢警部より金三円稲垣豊太郎受取、其際、何とも御苦勞様何分宜敷願ひますと。茲に於て我々同盟は大森村山本に至り、演説会場に入れり。而して最初春山仙造

氏、会主に代りて本口開会の主意を述べ、是に一つの民党組がと云はんとするや、忽ち前中観那は、何かと云ひながら演題に踊り出で、「テーブル」を刎ね反したり、其会図に臨監警部山口重義、中止解散を命じたり。依て西沢警部の依頼成功せり。（後略）。

稲垣豊太郎印

この奇怪な文書は、稲垣豊太郎という食いつめ壮士が、ほかの7名とともに品川警察署に雇われ、演説会の妨害や民党派の有権者をせつせと暴行した事実について、告白した内のひとつである。のちに第3議会で、政府による選挙干渉の証拠として持ち出され、このいささか誤字まじりの書面は、貴重な歴史資料となった。でっちあげというヒステリックな反論も政府派代議士から起こったが、具体的な壮士の名前、品川警察署に実在する警部たちの氏名、それに報酬受取りのリアルな経過などから推して、まず真実であろう。また品川警察署といえば、例の〈一個人の資格〉云々の署長であり、この程度の策略はもの数ではなかったにちがいない。

お雇い壮士にしても警察署にしても、しょせんは素人である。いくら妨害シナリオがうまくつくられていても、うっかりぼろがでる。おなじ第3議会で立川雲平は、つぎのように暴露して、議場を大いにわかせた。

「又、神戸の演説会にも妙なことがある。神戸市で政談演説会をして居るといって、兇徒が入ってきて騒ぐ。そうするといつて、警部某は、まだ早い、静まれ静まれ、といつた。人間というものは、とっさの間に出るといふものは、掩うことができない、とっさの間には本心の支配を受けてくるから、とっさの間に、まだ早い、静まれといつたのは、かねて彼らが示し合せて、この演説会を蹂りんしようという覚悟であつたことは、この、まだ早いという一言でわかりましょう」

（『衆議院議事速記録』）

「まだ早い！」と必死で叫ぶ警察官や、怒鳴られておそらくシュンとなった騒動者たちの表情を思い浮かべると、まるで田舎芝居の見物人

にでもなったような気がする。しかしこのころ、日本各地で、それこそ大真面目に、こうした芝居が演じられたと、立川雲平は政府を追及した。

見え見えという点では、いまひとつ福島での例がある。板垣たちの自由党の演説会で、政府派の妨害が入るのを恐れた主催者は、有権者だけに限った入場券を発行した。ところが、警察の顔色が変わって、「いやしくも公開演説会をうたっているのに、聴衆を制限するのはおかしい。できるだけ、一般のひとびとも入場させるべきだ」と、真剣に勧める。「なるほどそうだ」と主催者側も反省して、入場をフリーにした。すると、見るからにうさんくさい連中がどっと入りこみ、演説がはじまると怒声や罵声の連射砲を放ったために、臨監の警部は、実にきげんよく集会の解散を命令したという。

総選挙が公示された1月10日すぎから、やがて現れる月末の〈予戒令〉までは、日本全国の演説会風景はこのようなものであった。しかし、その多くの口撃証言が、もっぱら民党派のものであったことはたしかである。

では、仕掛けた側とすれば、こうした混乱をどのように見たであろうか。これについては、政府の中核にいた人間が、積極的にヤレヤレの発言をしたという証拠も、その成果にほくそえんだという思い出話も残してはいない。もちろん立憲政治のたてまえからいっても、この無法な手段を、合理化するわけにはいかなかったのであろう。したがって、シナリオの存在に気づいた民陣陣営が、猛然と政府攻撃の声をあげはじめた1月末、それに対抗して、矢面に立ったのはやはり御用新聞である。

「(前略)然り余も亦記者に同感を表し、政府の量濁きこと海の如きを信せんと欲するなり。然れども行政警察の眼中には、首領と末流とを区別せず、又何の党派たるを区別せず、唯機一発の間、其職権者が脳裡に判断して疾雷の処置に出つるあるのみ。(中略)蓋し言論集会の自由は憲法の明記する所なりと雖も、必ず法律の範囲内においてせざるべからず。故に演者の誰たるを問はず、治安を維持する為に中止を必要なりとするときは、警

官は其職権を行はざるを得ざるなり。(中略)近日政府反対党は、荐りに政府の警官郡吏を指嗾して、選挙に干渉せしむるが如く飛語するより想像せむ、或は政府地方官に令して、党派人の言論集会を不自由ならしむるが如く邪推せんも、亦未だ知るべからずと雖も、苟くも憲法実施の日に於て、斯る不可思議あるべき理なく、又政府の公敵には無制限的自由を得せしむべしと訓令するの理なきを知らば、何人か此の如き痴言に謬らるる者あらんや」

(明25. 1. 27「東京日日」新聞)

はじめの「記者」というのは、政府の妨害を非難した「国民」新聞の記事を指す。しかしそれがヒステリックにいうように、政府が仕組んで演説会を破壊することなどありえない。いまは、ありがたくも憲法がしかれた世の中であり、それに反する行動を、政府が取るはずもないではないか。

こう強調しながらも、この「東京日日」の記事は、「政府の公敵」に「無制限の自由」を与えるほど、政府は甘くないとすごんで見せた。この相当に刺激的な記事が、投書のスタイルであったのも、さきのカトリック教会のデマ記事とそっくりおなじである。

警察官の選挙干渉が、なにかと話題になりだしたこの時期、明治政府やその代弁者が反駁した論理は、まずこれにつきる。

そんな無法はあるはずがない。まして政府が手を貸すなど、そんなバカな。

当時の総理大臣松方正義が、こうしたオトボケのセリフを、率先して口にしたと報ずる新聞もある。

(前略)前議員山田東次、中野武宮、島田三郎等の人々が、是等の報に接して、総理大臣の邸を訪ひしも、亦た余輩と同じく是報の全国一途に出づるが如きに一驚して、此に至りしならん。而して大臣、病あり。再度の訪問共に面晤するを得ず。谷秘書官の伝告には、斯る怪事は理に於て有るべしと覚へず、若し之あらば当務者に告げて相当の処分を請ふ

べしと。

(明25. 1. 26「毎日」新聞)

このあと記者は、もちろんそうした「理」は自分らもまったく総理大臣と同感だが、問題は、「理に於ける如何にあらずして、実に於ける如何に在り」と結んだ。当然の正論であつたが、はじめから無理を承知の作戦と政府が考えていたことは、このあと、どんな「相当の処分」のニュースもなかったことでわかる。

三

この明治25年の、選挙大戦争に登場するスターをあげるとすれば、演壇で熱弁をふるう候補者であり、かれらをなんとか撃墜しようとする政府のメンバーであろう。しかし、演説会の攻防が争点となるにつれて、こうした人々以上に、はなやかなライトを浴びる存在が出現した。いわゆる〈壮士〉と呼ばれた人物群である。

では一体、壮士とは何者であつたかというところ、一口で定義するのは、なかなかむずかしい。辞書どおりでは、〈壯〉は血気さかんな精神状態をいい、また強く立派という意であるから、私欲を離れて社会に貢献する人間とでも説明できる。実際、いまだ憲法もなく国会もない明治22年以前の時期においては、壮士とは〈民権壮士〉であり、政治への情熱を傾けて行動する人々を指した。

ところが、この立派な壮士が流行現象となり、全国に輩出する時代となると、中身の精神よりポーズが先行し、ときに欲得だけで右にも左にもなびく連中が出現した。こうした壮士の墮落は、さらに国会誕生という出来事を経ると、ますます進行した。それまでは、いつてみればだれもが同等であり、政治的情熱でほぼ一線にならんでいた世界に、〈国会議員〉と、それ以外の人間という落差が生じたのである。

いまであつても、政治の世界に躍り出ようと野心を抱く者は、まず国会議員たらんことを夢見る。まして、はなやかに国会がオープンしたばかりの当時、こうした夢は、さらに強烈に人々を捕らえた。植木枝盛日記に、国会開幕の

数年も前から、代議士となって活躍する夢を見た¹と記してあるのが、なによりその間の雰囲気を表している。しかし現実に議会が幕開けしたとき、舞台上に登場できたのは、ほんのひとにぎりの人間であり、大多数の壮士たちは、むなしく手をこまねいてそのはなやかな場面をながめる、観客の存在でしかなかった。

このころおおいに注目された書物に、中江兆民が題字を書き徳富蘇峰が序文を寄せた、『壮士之本分』というのがある。その中で作者梅田又次郎は、「壮士ハ国ノ元氣ナリ。元氣ハ社会ノ護国神ナリ。護国神ナキ時ハ国家一日モ存在スベカラズ」と、壮士の存在意義を意気たかくうたいあげた。しかしそれに続けて、このような〈真成〉の壮士以外に、現在はあまりに、無頼漢の〈偽壮士〉が横行していると嘆いた。

いささか古めかしいが、なかなかユニークなかれの表現によれば、そうした連中は、備役壮士・雷同壮士・貧名壮士・射利壮士の4グループである。かれらはいずれも、大言壮語こそするが胸に一物があり、自己の利益を計るのにきゅうきゅうとして、国家や国民のことは本当はどうでもいいのだと、作者はきびしく糾弾した。もともとこの梅田自身、自由党壮士という立場であつたから、かれのこうした見方を、そのまま受け入れるわけにもいくまい。ただ、もはや明治も20年を過ぎた当時、種類からいっても全体的な数からいっても、梅田のいう〈偽壮士〉グループが、断然多くなったことは確かである。それはまた同時に、一般の国民にとっては、どれがいったい本物の壮士か、簡単には見分けのつかない状況の到来でもあつた。解散前の第1・第2議会の時期は、そうしたかれらが入り乱れて活躍し、はれて国会議員となった人々の心胆を寒からしめたのである。

それでもかれら壮士は、いわばゲリラ的存在でしかない。その姿が見られるのは、衆議院の傍聴席か国会内の廊下であり、あるいは議員たちの行き帰りの道筋であつた。かつての民権壮士たちが、常に表舞台上に登場して自由民権思想を鼓吹したのにくらべると、薄汚れた雰囲気は

どうにも隠しようがなかった。

だが、突然の議会の解散から総選挙という事態の出現は、影がうすくなる一方のかれらを、ふたたび陽の光の下に押しだした。民党派にしても、政府派にしても、選挙運動の手足の役割を果たすのは、かれら壮士のほかは見当らなかった。まして運動がオーバー・ヒートし、そろそろ力と力の対決の様相が濃くなったとき、その先陣を切るには、言葉どおり血気さかんなかれらが、なにより必要な存在となった。警察署に雇われて演説会の妨害にでかけるにも、またそれに対抗して会場で防衛にあたるのも、いずれもこの突然の主役のめぐりあわせに奮い立った、かれら壮士たちの姿である。

当時、こうした壮士がいかにもはやされたかは、つぎの記事がユーモラスに物語っている。

○壮士の見本売買 此頃或る地方に於ては、壮士を一種の貨物と視做して売買し居れり。其一例は、甲派に於て壮士の入用ある場合には、壮士の周旋を為す者へ之を注文し、先ず其の見本を取るを例とす。見本には虎髭をたくはへ、筋骨逞しき大兵の男を送り来るゆえ、早速相場も極りて雇入の約束を取結べども、愈々雇入の場合となりては、全く最初の見本と相違し、色青さめたる瘦腕の者を送り来りて、忽ち約束の相場を崩すなどの奇談ありしと云ふ。

(明治25. 1. 30「東京日日」新聞)

ここには壮士の注文者が、民党の候補者とも、また政府派の候補者とも書かれてはいない。ただニュースを取り上げたのが、この時期しきりと政府の提灯持ちの記事を掲載した「東京日日」であるから、暗に民党とその選挙運動を皮肉ったものであろう。しかしそれにしても、商品見本としてはひげの大男を送りつけ、実際には迫力もなにもない、やせこけた壮士を届けるというのは、当時としてはいかにもタイムリーな、うまい商売を考えついたものである。

四

ともあれ明治25年1月末の日本では、真成

壮士や偽壮士が入り乱れる選挙戦が展開された。まだ大勢は、どちらに傾いたというわけでもない。全国それぞれの選挙区で、民党派と政府派の候補者が、つばぜり合いを演じている。当時の民党の新聞に、〈千三つ候補〉という呼び名が登場した。政府派候補への当てこすりであり、千に三つの当選の可能性もないという意味である。だが実際には、かれらはそれほど柔ではなく、むしろ民党の前代議士を追い落とす勢いで、つぎつぎと票読みの数を増やしていた。

そこで品川らの内務省は、ここでもうひと押しと考えたにちがいない。あと数日で2月を迎えようかという28日、この日発行の官報号外は、〈予戒令〉と名づけられた勅令が、すでに効力を発揮していることを国民に告げた。

全文は9ヶ条にわたりかなりの長文だが、最も眼を引いたのは冒頭である。

警視總監、北海道庁官、府県知事は公共の安寧秩序を保持する為、左の事項に該当する者と認むる時は、予戒命令を為すことを得

一 一定の生業を有せず平常粗暴の言論行為を事とする者

二 総て他人の開設する集會を妨害し又は妨害せんとしたる者

三 公私を問はず他人の業務行為に干渉して其自由を妨害し又は妨害せんとしたる者

四 第二号又は第三号に掲ぐる妨害を為すの目的を以て第一号より第三までに記載したる者を使用したる者

こうした項目に該当する人間は、今後集會の妨害や他人の業務に干渉してはならないことはもちろん、この日から一定の期間内に、〈適法〉の生業につかねばならない。もしこれに違反すると、ただちに監獄に収容され、最高6ヶ月の重禁固と200円の罰金が科される。また、このような予戒令を受けた人物を宿泊させる場合には、その家の主人は、24時間以内に警察に届けねばならず、万一それを怠ると3円以上100円以下の罰金と定められた。

この厳しい保安処分の法令が効力を失うのは、元号も変わった大正3年1月であるから、実に22年間、生き続けることになる。

では、選挙戦のさなかに、突然ふってわいたようなこの予戒令に、いったいどのようなねらいが秘められていたのであろう。

これについて、政府関係者の言としては、「近時世上に於て、他人の依頼に応じ政談集會を妨害し、議會議員を脅迫するを事とする一種の人民に対し、警察上の監督権を行はんとする」ためだという、枢密院書記官長伊東巳代治の言葉が残っている。なるほど当時の混乱を思うと、政府の発想はもつともであり、やるべきことをやったとむしろ感心する向きがあるかもしれない。しかし、もつばらその混乱の犯人がだれであったかの検討はあとですとして、議會をまるで無視した、〈勅令〉という天下りの形で、このような強引な法令がはたして本当に必要であったらうか。

この当然の疑問については、すでに2日前、「国民」新聞はそれとなくつぎのように明治政府をけんせいした。

目下うわさの「浮浪罪処分法」（どうやら法律名はこのように伝えられていたらしい）には、大いに疑問がある。第一に、法律として出すならちゃんと立法府の協賛が必要だ。またもし、緊急勅令を考えているなら、それは切迫急要の場合でありいまそうした状況は生じていない。第二に、なるほど〈浮浪民〉はたしかに存在する。が、それは特別に法律を設けて取り締まるほどの数ではない。現在の刑法、保安条例、集会及政社法、新聞条例といったけっこうな法律で十分チェックできる。また、いわれるように、一部の人間の選挙活動を抑制するというなら、選挙法があるではないか。この上、さらにその手の法律を政府が出すというなら、およそ何か国民が政府にもの中そうとすれば、家の外へ一歩足を踏みだしただけで、警察に引っ張られることになる。

「国民」記者はこう論じたあと、うわさされる法律のねらいは、どうやら民党派の選挙運動を封殺し、かれらの〈羽翼〉を断つことにあると、政府の真意を指摘した。つぎの引用は、その結論となるまでに、かれが民党派の運動員につ

いて説明した部分である。

「若し夫れ政黨員たる者、有志者たる者、若くは其応援者たる壯年輩が選挙に奔走盡力するが如きは、是れ立憲機關を運転するに欠く可からざるもの也。政党の存在を許し選挙の実行を許すに於ては、勿論之を公許せざる可らず。彼等は浮浪にあらざる也。彼等は一の政党若くは一の候補者の一定せる規律命令に服従して事を為す者也。彼等にして乱暴の事を為さば、その結果は彼等の属せる党派若くは候補者の不面目となり、失策となる。故に法律の力を借らざるも、彼等の乱暴多くは其党派若くは其候補者の力を以て、之を鎮撫するに足る」

(明25. 1. 26「国民」新聞)

いうなれば真成の壯士である。かつての自由民権の時代とおなじように、政府は力ずくで、かれらをいままた、牢獄に閉じこめようとしているのだ。

記事から3日後、突然春雷のように鳴り響いた予戒令は、このような「国民」記者の警鐘が、けっして大げさではなかったことを示した。そこではまず、予戒の命令を出す権限者は、北海道庁官であり各府県知事であるとともに、警視總監だと書き記された。

実はこれにも別のいきさつがある。原案では各警察署の署長とあったのを、伊東の意見とこのころ政府の法律顧問であったドイツ人ロエレルの考えを入れて、警視總監と修正された。演説会の混乱は、もつばら政府派のしかけたものであり、なかには警察署に雇われた壯士がバイト代に見合ったはたらきをしたためというのが、およそ真実であった。その主人に取締りの絶対権限を与えるという原案は、やはりいくらなんでもと、良心がうずいたからにちがいない。しかしそれでも、もし地元で民党派候補が当選すれば、郡長はくびだと脅迫するような府県知事が、しっかりと命令者のひとりとなったから、法令の執行には別段さしつかえはなかった。

ともかく、明治の多くの法律がそうであったように、反政府派の弾圧を目的に、予戒令は突如誕生した。とすれば、前日までのように、も

はやストレートに国法を批判するわけにはいかない。2日後、やはり「国民」新聞は、そこらあたりの無念さをつぎのように表現した。

「予戒令なるもの遂に出づ。発行停止権の手強よき折柄、何事も批評論難は発布以前の事、已に発布せられたる以上は、其の施行につき次の注文を為すの外なき也」

(明25. 1. 30 「国民」新聞)

〈発行停止権〉とは、このころのジャーナリズムが政府批判や法律批判を展開すると、期間をかぎらずにその発行を禁じた政策である。それがわずかに数日の場合もあれば数ヶ月以上にわたるケースもあり、まだまだ経営基盤の弱い当時の出版界にとっては、こうした処分は致命的になりかねなかった。だからこそ、予戒令の内容そのものの糾弾は、もはや差し控えると、「国民」記事も読者に告げた。しかし、それに続く記者の注文は、さすがにこの法律のいかかわしさを、鋭く突いている。

「偕て此予戒令なるものを実行するに方って、最も恐るべきは、地方官に其の執行の権と認定の権とを委したるの一事也。之がため、其実公けの安全には何の影響もなく唯だ二十三地方官に不便ならん物を取って、直ちに此法令中に投するが如きこと、万一に生ずることはあらざるか。是れ中央政府の予じめ戒しむべき所也」

(同右)

だれを予戒するのか、それがすべて警視總監や知事の判断にまかされるなら、どのような適用も可能である。この記者のみならず、民党派の人々は、このときだれしも、この勅令の成り行きを危惧したにちがいない。

予戒令が出た1月末から、2月15日の投票日まで、いったいどれほどの数の人間がその網にかかったかは、つぎのリストが示している。

2・2	山 梨	7名
2・6	石 川	20名
	福 島	22名
	奈 良	10名
2・9	新 潟	3名
2・10	茨 城	6名
	鹿児島	70~80名

2・12	京 都	13名
2・13	広 島	6名
	長 野	8名
2・14	栃 木	2名

これで見ると、人数のあいまいな鹿児島をいれても、全部で200名たらずであり、意外に少ない。それに予戒令が発動されたのはわずかに11府県であり、東京、神奈川といった都会地や、高知、佐賀などの両派の決戦地で執行されなかったのも、予測の外であった。

ただ予想どおり、このおよそ200名の犠牲者たちは、ほとんど自由党・改進黨の運動員であり、「国民」記者の胸騒ぎはズバリ的中した。『選挙実録』はよほどくやしかったとみえ、全員の氏名をわざわざ掲載し、そのうち石川県の場合などは、「執行されしは民党の壮士のみ、雲霞の如き史党壮士は一人として予戒令を受けしものなし」と、コメントをつけ加えている。

しかしそうした事実以上に奇怪な出来事は、このときの〈浮浪の徒〉のなかに、なんと、郡の参事会員や村長、はては県会議員や前国会議員まで含まれていた点である。とりわけ、もっとも対象者の多かった鹿児島の場合は、国分村村長の市米盛佑、東国分村村長の市成弥助、東襲村村長の川越実活、東太良村村長の本田彦七、県会議員の沢田才二、瀬戸口道孝、県会常置委員の平田二郎と、7名の地元名士が引つ張られた。ほか石川や福島でも同じであり、現職の村長や県会議員が〈真成の生業〉につくことを命令されたり、集会への出入りを禁止された。

もともと予戒令の目的は、定まった職もなしに、ただ各地の選挙運動に首を突っこんで、演説妨害や有権者の脅迫に精を出す人間を取り締まるためであった。それがフタを開けてみれば、ちゃんとした職もあるどころか、村長や県会議員までも拘禁しようとしたのであるから、個人的感情を堂々と持ちこむことができる、なんとも重宝な法令だったといえよう。

こうしたでたらめさは、当時さすがに政府に同調する人間の眉さえひそめさせた。それを物語るのが、つぎの「東京日日」である。

「今日まで僅々二十三地方に於て予戒令を

受けたる人に就て見れば、不幸にも案外にも、彼等は悉く無産無業の暴民のみにあらざるが如し。現に吾曹の聞知する所によれば筆硯に従事する者あり。多少の財産を有する者あり。雑業を営める者あり。甚しきに至りては、則ち一県に重望を担へる県会議員あり。(中略)浮浪者ならざる県会議員等にまで此の命令を発するに至りては、吾曹実に当局者の意を知るに苦しまざるを得ず」

(明25. 2. 11 「東京日日」新聞)

文中の〈吾曹〉というのは、「東京日日」の当時の主筆、福地桜痴である。民党攻撃の急先峰だったかれさえも、予戒令の運用については、いったい政府はなにを考えているのかと、あ然とした思いを隠さなかった。福島の場合などは、4名が県知事を相手に予戒令の取り消し訴訟を起こし、その訴状に「貴重なる名誉を毀損せられたり」と怒りの言葉を書きつけた。たしかに、まともに職業もあり、村長や県会議員でもある人物が、引っ越しはおろか他人の家に泊まることもダメだと命令されたのであるから、名誉毀損以外のなにものでもなかったにちがいない。

では結論からいって、こうした突然の壮士の取締りは、当時の選挙戦に、どれほどのインパクトを与えたかという点、民党陣営にはやはり相当の圧力になったことはまちがいない。実際の適用は、意外に小規模だったが、しかしそれは当局が執行を手控えただけであり、いつでもその刀を抜けるという状況には変わりなかった。鹿児島や福島の例のように、でたらめと強引さが身上の法令とすれば、民党派の足をすくませる効果は、それこそ十分であった。

このころ正面きって、この暴令を非難する声が出なかったのは、それだけで犯罪とされたせいであるが、わずかに『团团珍聞』がつぎのように一矢をむくいている。

○予戒令 本郷 星亨文升

保安条例が日出度御廃止になったと思へば、今度の様な緊急勅令が天くだるとは、一戒二戒々々しいと言はざるを得ず。もし

西洋人が見て日本はまだ三戒だから四戒令の必要もあると五戒せられちゃ六戒に対してはづかしい(後略)。

(明25. 2. 27 『团团珍聞』)

だがこのような皮肉な洒落も、選挙もすでに決着した2月末のことである。村長すら〈浮浪の徒〉として堂々と引たてられたこの時期、予戒令の重みは、やはりずっしりと人々にのしかかったであろう。しかしそれをなんとか克服しなければ、勝利の行方はおのずと定まってくる。選挙戦もあとわずか2週間たらずとなったこのとき、両派にとっていよいよ正念場が訪れた。だがそこへと向かう前に、これまではついで触れなかった焦点、すなわち「選挙は金」の問題について、少々寄り道をしなければならない。